

障害を理由とする不利益な取扱いの分野別規定について

<p>①福祉サービスの提供</p>	<p>[社会福祉法] 生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合、その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、提供を拒み、制限したり、条件を付けること。</p> <p>[障害者総合支援法] 相談支援が行われた場合、その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、その意に反して障害者支援施設等への入所を強制したり、共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。</p>	<p>⑤雇用</p>	<p>業務を適切に遂行することができないと認められる場合、その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集や採用を行わなかったり、制限したり、条件を付けること。</p> <p>業務を適切に遂行することができないと認められる場合、その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、昇進、降格、配置転換、教育訓練、研修や福利厚生について不利益な取扱いをしたり、解雇すること。</p>
<p>②不動産の取引</p>	<p>不動産の取引を行う場合において、本人又は同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合、その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡や賃借物の転貸を拒み、制限したり、条件を付けること。</p>	<p>⑥建物その他の施設又は公共交通機関の利用</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用する建物や公共交通機関を障害のある人が利用する場合において、構造上やむを得ないと認められる場合、生命や身体の保護のためやむを得ないと認められる場合、その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設や公共交通機関の利用を拒み、制限したり、条件を付けること。</p>
<p>③医療</p>	<p>生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合、その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、制限したり、条件を付けること。</p> <p>法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制したり、隔離すること。</p>	<p>⑦情報の提供と意思表示</p>	<p>情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合、その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、制限したり、条件を付けること。</p> <p>選択した意思表示の方法によっては障害のある人の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合、その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒んだり、条件を付けること。</p>
<p>④教育</p>	<p>年齢及び能力、かつ特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導や支援を講じないこと。</p> <p>本人やその保護者への意見聴取や必要な説明、情報提供を行わなかったり、これらの者の意見を十分に尊重せずに、障害のある人が就学すべき学校や特別支援学校を決定すること。</p>	<p>⑧商品又はサービスの提供</p>	<p>障害の特性から他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合、その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、制限したり、条件を付けること。</p>